

原議保存期間	5年(令和4年3月31日まで)
--------	-----------------

佐本科発第46号

佐本刑企発第127号

令和8年7月22日

関係各所属長 殿

有 効	5年(令和4年3月31日まで)
副所長	

佐賀県警察本部長

DNA型鑑定における不適切な取扱いを認知した際の適切な対応について (通達)

今般、本県刑事部科学捜査研究所の職員がDNA型鑑定作業において不適切な取扱いを行った事案について、警察庁による特別監察を受監し、その結果が取りまとめられたところであるが、本特別監察の結果、当該職員による不適切な取扱いについて本県警察の調査結果に不十分な点が認められたところである。これについては、DNA型鑑定という専門的な分野に係る事項についての調査を要する案件であったことから、必要な知識を有する職員による十分な体制を構築し、必要な調査を迅速かつ確実に行うことについて、本県警察だけで対応するには限界があったことも原因の一つと考えられるとされたところである。

こうしたことから、今後、DNA型鑑定における不適切な取扱いが認知された際に、これに的確に対処し、速やかな事案の解明と再発の防止、ひいては不適切事案により損なわれる県民からの信頼を早期に取り戻すため、下記のとおり対応することとしたので、各位にあっては、遺漏なく必要な対応を行われたい。

記

1 DNA型鑑定における不適切な取扱い認知時における初期対応

- (1) 科学捜査研究所長（以下「所長」という。）は、DNA型鑑定における不適切な取扱いを認知した際には、直ちに、当該不適切な取扱いを行った職員に鑑定資料や鑑定に係るデータ等を扱う業務に従事させない措置を講じ、当該措置について警務部監察課に連絡するとともに、本部長まで報告すること。当該措置は、事案の全容が判明するまで、継続すること。
- (2) 上記(1)の措置を講じた後、所長は、当該不適切な取扱いについて、警察庁刑事局犯罪鑑識官及び警察庁刑事局刑事企画課（以下「犯罪鑑識官等」という。）に、その概要を速報すること。

2 不適切な取扱いの全容の解明

- (1) 認知したDNA型鑑定における不適切な取扱いの全容を解明するための調査に先立ち、所長は、監察課及び刑事企画課と連携し、犯罪鑑識官等からの指導・助言を得つつ、調査方法、調査体制等を含む調査方針を策定すること。当該調査方針の策定に際しては、調査に従事する職員の体制や調査に使用する機材、調査方法に係る知識等、本県警察において十分な調査を実施するに当たり不足していると考ええる事項を検討するとともに、犯罪鑑識官等に報告し、必要な支援を求めること。
- (2) 上記(1)により策定した調査方針に基づき、調査を実施する際には、所長及び刑事企画課長（以下「所長等」という。）は、本部長に対し、随時調査状況を報告するとともに、途中経過を犯罪鑑識官等に報告し、調査方針の見直し等に係る必要な指導・助言を受けること。

3 再発防止計画の策定・実施

- (1) 所長等は、上記2により解明した不適切な取扱いの全容を犯罪鑑識官等に報告するとともに、同様の不適切な取扱いの再発を防止するために必要な取組を監察課、その他の関係所属と協議して検討し、犯罪鑑識官等と協議の上、これを盛り込んだ再発防止計画を策定すること。
- (2) 所長等は、再発防止計画の実施状況については、当該計画に盛り込まれた取組が定着するまでの間、犯罪鑑識官等に定期的に報告すること。